

育児休業延長許容の申出書

- ◆ この申出書を提出した児童については、**保育指数を著しく下げたうえで利用調整を行います。**
- ◆ 通常の保育指数の算定を希望する（保育指数を著しく下げるこことを希望しない）場合、この申出書の提出は不要です。
- ◆ この申出書の提出は、**入所保留を積極的に希望する旨の意思表示にはあたりません。**
- ◆ 延長手続きの際に、申込書の写しが必要です。申込み前にご自身で写しをとって保管しておいてください（保育課窓口での写し対応はいたしかねます）。

<保育指数を著しく下げる期間について> いずれかを選択し、□をしてください。

A	<input type="checkbox"/>	令和 年 月までは、保育指数を著しく下げてほしい。 <u>(翌月以降は、通常の保育指数で利用調整いたします。)</u> ►令和8年2月までと記入した場合 令和8年2月まで：10点で算定 / 令和8年4月から：通常の保育指数(就労等)で算定
B	<input type="checkbox"/>	(出産予定がある方のみ) 出産要件以外の期間 は、保育指数を著しく下げてほしい。 ►出産要件期間中（内定しても復職が不要）は24点で算定し、出産要件期間以外の育児休業取得期間中は10点で算定します。

利用調整に関する注意事項です。すべての項目を必ずご確認ください。

1	希望する保育所等に入所できない場合に、育児休業の延長を許容する方のみ提出してください。 (他の利用申込者より優先順位が下がります。)
2	『就労証明書』等の保育を必要とする証明書提出の有無に関わらず、上記A・Bで示す期間中、保育指数は保護者ともに10点とし、加算の調整指数は適用しません。
3	利用調整は、指数の高い児童から順に内定を出します。保育指数10点を適用した場合でも、希望保育園の <u>申込み状況によっては内定となる場合があります</u> 。内定した場合は、入園月の末日までに復職が必要となります。 <u>利用調整期間中に希望園を削除する等の対応もいたしかねます</u> 。
4	内定を辞退した場合は、『保育利用保留通知書』を交付することはできません。
5	本申出書の適用に係る一切の不利益について、練馬区は責任を負いません。育児休業延長および給付金受給手続きについては、勤務先担当者またはハローワークへ事前にご確認ください。

練馬区教育委員会教育長 宛て

上記についてすべて確認し、保護者全員が同意しました。

記入日	令和 年 月 日
代表保護者 (自署)	